

【参考文献】

- イ・ゴンマン（1997）大学教員新規任用及び期間制任用制度改善方案研究、教育人的資源部。
- カン・ビョンウン（2003）大学教育環境変化による大学教員人事制度改善研究、韓国大学教育協議会。
- カン・ビョンウン、ベック・チョンファ（2005）大学教員契約任用制以後の大学教員任用現況と改善方案、教育行政学研究 23（2）375-398.
- 教育科学技術部・韓国教育開発院（2010） OECD 教育指標
- 教育科学技術部・韓国教育開発院（2011） 教育統計年報
- 教育科学技術部（2011）大学教員人事制度改善方案に関する報道資料
- 教育科学技術部（2009）教育科学技術部 2010 年度計画
- 教育科学技術部（2010）教育科学技術部 2011 年度計画
- 韓国教育開発院（2010）韓国の教師と教授を知る
- キム・ホンヒ（2005）教授の教育業績評価制度：韓米 2 大学事例比較、比較教育研究 15(3)109-139.
- パク・イヌ他（2008）大学教員人事制度改善方案、高等教育政策研究所。
- パク・イヌ他（2007）国立大学法人化に対応できる教員人事制度整備方案研究、高等教育政策研究所
- パク・ナムギ（1999）教授の業績及び成績評価に関する国際比較、光州教育大学。
- ハンギョレ新聞 2011/03/31 朝刊
- 韓国日報 2011/03/10 朝刊
- ソウル新聞 2011/04/04 朝刊
- 大学新聞 2011/4/16

第 12 章 台湾における大学教員資格制度

楊 武勳

(国立暨南国際大学)

はじめに

台湾の高等教育機関は設置主体によれば、公立（国立、公立を含む）、私立（財団法人）にわけられる。そこで、法律主義に基づき、専門学校、独立学院（単科大学）、大学を含む高等教育機関の教員資格はほぼ同じ法令によって規定されている。これらの法令に基づき、各大学がさらに詳細な学内規定を定めている。

1. 大学教員の身分・地位（公務員、被雇用者 etc. 規制する法制）

大学教員の身分・地位を規制する法律は「大学法」（1948 年制定、2011 年 1 月 26 日修正）、「教育人員任用條例」（1985 年制定、2009 年 11 月 18 日修正）、「教師法」（1995 年制定、2009 年 11 月 25 日修正）が挙げられ、それぞれの施行細則も設けられている。「大学法」第 17 条～22 条は大学教員身分・任用について規定している。大学教員は教授、副教授（准教授に相当）、助理教授、講師に分かれ、授業、研究及び補導を行う。そこで、教育、研究の需要に応じるため、大学は助教をおくことができる（同法第 17 条）。すなわち、助教の職務は主に大学事務に協力すると定められている。

「教育人員任用條例」は「公立」学校・大学の教員資格を規定している。公立学校の教員は契約関係によって教育・研究を行うもので、一般公務員のように法律所定の職務を執行し、上司の監督に従うこととは異なり、「公務員服務法」第 24 条で言う「公務員」と区別されている（最高裁判官 1992 年釈字第 308 号；許禎元、2006、206 ページ）。そこで高等教育機関の教員の採用資格・昇進は資格認定を行う。資格認定の方法は教育部が定める。

「教師法」は教員の権利・義務を明確とし、その仕事と生活を保障し、教員専門的地位を向上させることを目的とする。同法では教員の資格、採用、権利、義務、待遇、研修、研究、休暇、退職、恩給、退職、保険、教員組合、不服申入れ、訴訟などが規定されている。

2. 大学教員の種類及び職務（職階、数、パートタイム/フルタイムの区別）

高等教育機関の教員は雇用形態によって、専任と兼任（非常勤）に分かれ、それぞれの権利（給与、保険、退職金、各種手当、休暇）と義務（研究、教育、サービス、補導）が違っている。

専任教員の中では教員枠を占める一般教員のほか、講座教授、専門技術者、研究員や「聘任専任教員」がある。講座教授は優れた貢献を持つと認められ、採用のときに著作審査を免除され、任期制に基づき優遇的な給料で雇用されるものである。専門技術者と研究員は学校のニーズに応じた必要な教員として雇用されるもので、その階級が専任の教授、副教授、助理教授と同様に扱われる。そして、「聘任専任教員」は競争的な資金やその他の財源で雇用されるもので、そのほとんどが助理教授として採用され、任期の更新が年に一回である。

兼任教員は大学のニーズによって授業時間数で雇用され、主に授業を行う。大学側は時間数に基づく講師代、交通費のみを支給する。ただ、所属本務の大学に昇進を申請することが可能である。たとえば、兼任講師から兼任助理教授へ昇格するとき、所定の手続き、審査を経て、「兼任助理教授」の教員免許をもらえる。

教員は教授、副教授、助理教授、講師の四つの職階があり、助教（特に 1998 年以降採用されたもの）は主に行政事務に従事するものである。それぞれの資格は下記のとおりである。

(A) 教授：下記の中の一つの資格を持たなければならない。(1) 博士学位または同等学歴の証書を持ち、八年以上関係分野の研究を行った専門的職業または職務、または創作、発明があり、学術上重要な貢献または重要な専門著作を持っていること。(2) 三年以上副教授を勤務し、成績優良でかつ重要な専門著作を持っていること。

(B) 副教授：下記の中の一つの資格を持たなければならない。(1) 博士学位または同等学歴の証書を持ち、関係分野の研究を四年以上行った専門的職業または職務、かつ専門著作を持っていること。(2) 三年以上助理教授を勤務し、成績優良でかつ専門著作を持っていること。

(C) 助理教授：下記の中の一つの資格を持たなければならない。(1) 博士学位または同等学歴証書を持ち、成績優良でかつ専門著作を持っていること。(2) 修士学位または同等学歴の証書を持ち、関係分野の研究を四年以上行った専門的職業または職務を勤務し、成績優良でかつ専門著作を持っていること。(3) 大学または独立学院の医学学科、中医学科（東洋医学）、歯学学科を卒業し、九年以上臨床の仕事（その中、四年以上医学センターの勤務医を勤務したこと）を勤務し、かつ成績優良で、専門著作を持っていること。(4) 講師を三年以上勤務し、成績優良でかつ専門著作を持っていること。

(D) 講師：下記の中の一つの資格を持たなければならない。(1) 研究院または大学院の修士学位または同等学歴の証書を持ち、かつ成績優良のもの。(2) 大学または独立学院を卒業し、助教を四年以上勤務し教育または研究に協力し、成績優良で、かつ専門著作を持っていること。

(3) 大学または独立学院を卒業し、六年以上関係分野の研究を行った専門的職業または職務を勤務し、成績優良でかつ専門著作を持っていること。

(E) 助教：下記の中の一つの資格を持たなければならない。(1) 大学または独立学院を卒業し、成績優良のもの。(2) 三年制専門学校を卒業し、二年以上関係分野の研究を行った専門的職業または職務を勤務し、または二年制・五年制専門学校を卒業し、二年以上関係分野の研究を行った専門的職業または職務を勤務し、成績優良のもの。

その中で、「助理教授」は 1997 年 3 月 21 日に新設された職階である。そこで、1997 年 3 月 21 日に以前よりすでに講師になり、しかも持続的に授業を行ったものは、資格条件を満たしたら「副教授」への昇格を申請できる。それに対して、1997 年 3 月 21 日以降講師になって、持続的に授業を行ったものは、資格条件を満たしたら「助理教授」への昇格を申請できるとされる（教育人員任用条例施行細則第 6 条）。

1980 年代後半より高等教育大衆化に伴い、専任教員人数が増加した一途を走ってきた。専任教員人数の推移をみると、1991 年の 29,444 人から 2000 年の 43,391 人、そして 2005 年の 49,601 人へ、2009 年の 50,685 人へと増えてきた。1995 年までは専門学校の教員人数が独立学院、大学より多かったが、2000 年以降は大学の教員人数が増えて、過半数になった。その理由は 1990 年代後半より、専門学校が競って独立学院へ昇格し、独立学院がさらに大学へ昇格したわけである。

表 1 台湾高等教育機関における専任教員人数の推移

年度	専門学校	独立学院	大学	合計
1991	12,620	4,905	11,919	29,444
1995	15,442	6,592	14,314	36,348
2000	16,295	3,826	23,270	43,391
2005	1,554	12,330	35,717	49,601
2010	1,598	6,318	42,768	50,684

〈出典〉教育部統計処（2011.3.14）「歴年学校数、教員、職員、学級、学生および卒業生人（1950～2010 学年度）」

http://www.edu.tw/files/site_content/b0013/seriesdata.xls

注：2009 年度より 1997 年 3 月 21 日以前「助教」を勤務したものは「専任教員」と扱われ、その以降勤務したものは「職員」人数に加算される。

2009 年度の専任教員人数の内訳をみれば、一番多いのが副教授 14,402 人で、次いで助理教授それぞれ 14,000 人、教授 10,275 人、講師 9,374 人、その他の教員 2,162 人、助教 471 人である。性別をみれば、男性が全体の三分の二を占めている。女性が高く占めた比率は講師（51.27%）しかない。そこで教授、副教授では男性が圧倒的に多い。

表 2 2010 年度専任教員の内訳

職階	人数	男性	女性
教授	10,275	8,431	1,844
副教授	14,402	10,182	4,220
助理教授	14,000	9,081	4,919
講師	9,374	4,568	4,806
その他の教員	2,162	1,070	1,092
助教	471	123	348
合計	50,684	33,455	17,229

〈出典〉教育部統計処（2010.12.28）「大專校院校別専任教師数」

http://www.edu.tw/statistics/content.aspx?site_content_sn=25760

3. 大学教員の資格の有無

教員の任用と昇進には資格審査が行われなければならない。その方式は教育部が定めるとされる（「教師法」第 14 条第 5 項）。

(A) 二段階審査

教授、副教授、助理教授、講師の資格審査は二段階で行う。第一段階では大学が行い、第二段階では教育部学術審議委員会が行う（教師法第 4 条、第 8 条）。一般的には第一段階では大学は学科、学部、大学の三つのレベルで「教員評審委員会」をつくり、順番に「三級三審」（三段階で三回の審査）を行う。なお、「教員評審委員会」の構成員の職階は審査を受けるものより高いとされ、レベルがもっとも高い「教員評審委員会」の委員（学外委員含む）の性別はバランスの措置を講じなければならない。言い換えれば、女性委員の割合は三分の一以上でなければならない。

普段、第二段階では教育部は実質審査を行うが、大学自治を推進し、審査時間を短縮するためには、1991 年より学内審査を認められた大学は増えている。すなわち、教育部の学内審査を承認した大学から提出された審査案が教育部が形式的審査だけを行う（「教育部授權專科以上学校自行審査教師資格作業要点」）。2009 年に第二段階の審査決定権が認められた大学は 48 校へ増えている。

(B) 審査内容

審査内容は「学位審査」と「著作審査」であり、具体的には卒業証書、教員免許、年功証明と専門著作が挙げられる。そこで、国外学位の審査については教育部の承認した外国大学以外のものから学位を授与された場合は、教育部学術審議委員会が申請者の出身大学の質、学位の種類、出入国記録などの審査を行う。国外学位を授与する大学にかかわる審査は教育部認定の外国大学、学位の種類のリストに基づき行う。リスト以外のものは、別途の審査を行う。たとえば、日本の論文博士、大学、短大の学位が認められるが、専修学校の学位が認められない。医学系の学位はアメリカ、EU を含む 9 地域のもののみが認められる。ヨーロッパの芸術系の学位の認定はリストにあるものに限定されている。

「専門著作審査」とは「教員評審委員会」の決議によって、三人の学外専門者の審査（外部審査）を受けることを指す。その中身は必ずオリジナルで、かつ公開に出版された専門書籍や学術論文に限られるものである。二種類以上の著作があれば、自己判断で「代表著作」と「参考著作」に分ける。前者は前の職階に昇進した後の五年以内に出版されたもので、後者は前の職階に昇進した後の七年以内に出版されたものとされる（専科以上学校教師資格審定弁法第 11 条）。なお、

「代表著作」は申請者の授業内容にかかわるものに限られる上、学位論文の一部ではないものにも限定される（同法第 13 条）。

ただ、芸術系、体育系、応用科学技術の資格審査の場合は、専門著作のかわりに、作品、受賞証明、技術報告で行うことができる（教育人員任用条例第 14 条第 4 項）。

そこで、審査書類の不備、偽造、変造または著作、作品、受賞証明、技術報告における剽窃など学術倫理に違反したものが確認されると、違反の程度によって、一年間から十年間の審査不受理と課される（専科以上学校教師資格審定弁法第 37 条、「専科以上学校教師違反送審教師資格規定処理原則」）。

専任・兼任教員を問わず、資格審査に合格したものは教育部に教員免許を発行される。

4. 大学教員の養成（大学院，大学院における訓練）

一般的には、助教は専任職員として任用されるが、研究、教育をせずに、事務系の仕事に従事するので、日本の「助手」、「助教」の役割とは相違している。

大学院の課程は碩士（修士）と博士に分けられ、それぞれの修業年限が 1～4 年、2～7 年である。学生の身分によれば、一般学生と社会人学生で、大学によって、入試方法やカリキュラムなどが違うことがある。一般的には、大学院生がパートタイムで TA（Teaching Assistant）、RA（Research Assistant）を担当することができる。博士課程の院生が兼任教員として大学に雇われることもある。とくに、所定の課程を修了して、まだ論文を提出していない者が兼任教員として採用される比率が比較的に高い。そこで、兼任教員の資格審査の手続きが基本的には専任教員と同様に扱われる。兼任教員は職能開発の活動に参加するのが可能であるが、普段は義務付けられるものではない。

研究面では大学院生が国家科学委員会研究費計画（科研費に相当）の RA（専任・兼任）として任用され、または研究協力者として計画に参加すると、研究能力の向上や経歴の蓄積に役立つ。

5. 大学教員の任用（採用主体・手続，公募/指名，選考方法，採用の一般的な基準）

（A）採用主体・手続

教員採用の主体は各大学である。採用にあたっては「公平、公正、公開」の原則に沿って行うため、マス・メディアまたは学術誌などで公募しなければならない（大学法第 18 条、教育人員任用条例第 26 条）。そこで、学科主任または大学院研究科長が人事部を通し、公募に申請した者の書類を学科（大学院）、学部、全学の教員評審委員会に提出する。審査に合格したものは学長が任用する。教員評審委員会の設置方法は教育部が定める。

(B) 選考方法

初めて国内で専任教員になった場合は、その選考の基準が基本的には「資格審査」と同様になっている。それに対して、すでに国内の大学教員免許を有する場合は審査期間が短縮になる。選考の基準は各大学によって定められるが、厳しい研究業績を基準の一部として明文化した大学もある（たとえば中山大学）。そこで、大学教員の免許が教育部に発行されるもので、教員職階も法律によって規定されているが、採用に際しては、大学・学科によって必ずしも同一の職階で採用するとはいえない。場合によって、所持の教員免許より下級の職階で採用するという稀なケースがあることから、大学間の階級性も見られる。

(C) 任用期間

「教育人員任用条例」の改正によって、1997 年よりは教員任用が全面的に契約任期制（すなわち「聘任制」）に変更された。それに基づき初回任用、継続任用、長期任用に分けられ、それぞれの任用期間は一年、一年、二年とされる（教育人員任用条例第 36 条第 2 項）。そこで、任用されたら、正当な理由がなければ辞職できない。辞職の場合はその一ヶ月前に書類で大学に知らせる必要もある。

(D) 任用制限

外国籍の大学教員（学長を含む）は国籍法、私立学校法、就職服務法に制限されず、各大学に任用される。そこで、下記のものの一に該当する者は教員になることがないとされるが、もし任用されたとしたら、所管の教育行政機関に報告し、それを解雇または免職しなければならない。

1. 内乱・外患の罪で、判決が下された者、または指名手配された者。
2. 公務員として汚職などで判決判決が下された者、または指名手配された者。
3. 任用停止、休職処分を受け期間が満了していない者、または職務停止を命じられ、その原因がまだ消滅していない者。
4. 罪で参政権を剥奪され、回復していない者。
5. 成人後見または補助の宣告を受けて、取り下げられていない者。
6. 医者の証明による精神的疾病を持つ者。
7. 教員として相応しくない行為があり、関係機関の調査で認められ者。または性的侵害の罪を犯し、学校のジェンダー平等委員会の調査で認められた者。